

処分年月日	事業者名	本社所在地	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	当該警告により付された違反点数	当該事業者につされた累積違反点数
令和8年5月29日	㈱高松海上タクシー	香川県高松市	警告	令和8年3月23日 17時15分頃、内航一般不定期航路事業者である有限会社高松海上タクシーが運航する交通船「TAKAMATU」(総トン数4.9トン、旅客定員12人)が、豊島港から直島へ向け航行中、直島付近の浅瀬で船底接触する事故が発生した。これを受けて、令和8年4月3日に海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、安全管理規程に違反する事実が確認されました。	<p>①経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保のため、関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底に主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。</p> <p>②安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p> <p>③運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。</p> <p>④安全統括管理者等は、安全管理規程第38条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。</p> <p>⑤船長は、安全管理規程第43条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに海上保安官署等に連絡すること。</p> <p>⑥安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、事故処理に関する安全教育を定期的の実施し、その周知徹底を図ること。</p>	11点	11点